

令和5年度第6回大阪市建築審査会会議録

○日 時 令和5年9月5日（火） 午後2時00分開会
午後2時50分閉会

○場 所 大阪市役所本庁舎 P1階 会議室

○議 事 1) 個別同意案件
2) 一括同意案件の報告
3) その他

○会議資料 1) 建築許可に関する建築審査会の同意について（依頼）
2) 建築基準法第43条第2項第2号許可における建築審査会一括同意基準に適合したものの報告
3) 建築基準法第85条第7項許可における建築審査会一括同意基準に適合したものの報告

○出席委員 5名（欠は欠席者）

会 長	横田 隆司		
委 員	阿部 昌樹	欠	柳原 崇男
	欠	清水 陽子	佐藤 恭子
		水野 優子	牧田 武一

○出席幹事 計画調整局 坂中（建築指導部長）
森（建築企画課長）
生駒（建築情報担当課長）
國領（建築確認課長）
中森（監察課長）
岩本（都市計画課長）
中坊（開発誘導課長）
環境局 三原（環境管理課長）

○事務局 計画調整局 山下（注1）、木戸（注1）、岡崎（注1）、
三木、鈴木

（注1）書記

開会 午後2時00分

横田会長が開会を宣言した。

議事記録責任者について、事務局から阿部委員と佐藤委員に依頼し、承諾を得た。

◎同意案件

議案第10号 仮設建築物の特例許可（建築基準法第85条第7項）について

○事務局（岡崎） （議案第10号の説明）

○横田会長 説明ありがとうございました。

それでは、この議案について、委員の先生方、ご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

○水野委員 ご説明ありがとうございました。

建物の屋外空間がカーボンファイバーワイヤー、布で仕切られてるということなんですけど、人は自由に出入りできるような形になっているんでしょうか。

先ほど布が風で揺らめくというようなご説明があったんですけども、その布というのは、人が通り抜けられるような形になっているのか、そのあたりのことを教えていただけたらと思います。布の素材などもお聞きできたらと思っています。

○事務局（岡崎） カーボンファイバーワイヤーの間は、人が通り抜けできる幅となっております。

カーボンファイバーワイヤー自身の間隔が、基本的には1メートルぐらい空いています。ただし、交差する部分等につきましては、一番狭いところで10センチ程度になります。

また、布につきましては、まだ詳細の仕様というのは確定しておりませんが、2セン

チの布をクリップでメッシュに留めていくという形になります。

○水野委員 なるほど。ということは、布がない部分は人が行き来するけれども、布がある部分については通れないことを想定されているということなんですね。

○事務局（岡崎） のれんのように通れるわけではなくて、あくまでも通れない空間になります。

○水野委員 想定として、子供等は布が風に揺れるような状態であると、無理に通りそうなイメージがあるんですけど、そのあたりは大丈夫なんですかね。ちょっと引っ張ったりであったりとか、そういったときに特に危険性などもないというようなことで考えていてよろしいでしょうか。

○事務局（岡崎） クリップ留めですので、場合によっては布を引っ張ると、布自身が取れる可能性はあるのかもしれませんが、それによってこのカーボンファイバーワイヤーが倒れるとか、ちぎれるとか、そういったことはないと聞いております。ソフト面で係員の誘導の仕方等につきましては、今後検討が必要なのかなと思いますので、そのあたり、ご意見あった旨はお伝えさせていただきたいと思います。

○水野委員 はい、ありがとうございます。

○阿部委員 今のカーボンファイバーワイヤーに布をぶら下げたものは建築物の一部になるんですか。

○事務局（岡崎） カーボンファイバーワイヤー自身は、建築物の一部ですが、布につきましては、装飾物として扱っており、建築物の外壁という見方ではしていません。

○阿部委員 そうすると、カーボンファイバーワイヤーに布をクリップ留めしたもろもろの外側にあるものというのは、ここでの審議の対象にはならないということになるのでしょうか。例えば街中の普通の建物の周りに、このパビリオンにあるようなものを造るということであれば、そもそもそれは建築確認の対象にすらならないような気がするんですけども、どうなのでしょう。

○事務局（岡崎） 建築物からの避難規定につきましては、建築物の一部ではないものがあつた場合も、敷地内通路の経路上に支障がないかどうかということころは、許可でも、確認申請でも審査されるようになります。

○阿部委員 なるほどね。

○事務局（岡崎） 今回につきましては、避難規定の経路をきちんと確保した上で、布やカーボンファイバーワイヤーを設置しておりますので、そういった目線では、やはり記

載もしていただいて、チェックすることにはなります。

○阿部委員 分かりました。

○横田会長 ありがとうございます。

佐藤委員、何かありますでしょうか。

○佐藤委員 ご説明ありがとうございました。

避難経路に関して、建物に入った際の動線を教えてください。

○事務局（岡崎） 利用者は南西側から敷地に入り、そのまま図面上のほうに歩いていただき、主出入口から建物に入ります。そのままゾーン1のホワイエ、通路1を通過し、ゾーン2の立ち見席のところでショー等を見物し、通路2へ進み、ゾーン3で展示を見ろというようなことを想定しております。その後ゾーン3にある出入口から外の広場に出ることになります。

また、東側の広場と南側の広場に避難できるような計画となっておりますので、先ほどのカーボンファイバーワイヤーや布を避難に支障がないように、避けた形で配置しております。

○佐藤委員 ありがとうございます。

ゾーン1、2、3と通らないと外に出られないんですね。ゾーン1の人は近いところから避難するということですよ。

○事務局（岡崎） そうです。ゾーン2はもともと入るところ、ゾーン3は出るところから避難できますが、ゾーン2につきましては、ゾーン1あるいはゾーン3を経由して避難ということになります。

○佐藤委員 それは別に問題ないんですね。

○事務局（岡崎） 法令上の問題はありません。

○佐藤委員 ほかに外への出入口がもうないんですよ。

○事務局（岡崎） ゾーン2につきましては、左上に出入口があるんですけども、これは、バックヤードの搬入用として設置していると聞いており、来館者はゾーン1、ゾーン3経由で避難ということになります。

○佐藤委員 ゾーン2のステージに人が集まっている場合、ごった返さないか気になるのですが。

○事務局（岡崎） 通過想定人数に対しての扉の幅の規定や廊下の幅の規定を仮設許可基準で設けており、これは大阪府の劇場基準を準用しております。例えばゾーン2から出

る場合、最大通過人数を100人と想定しているので、出入口の幅は1メートル以上かつ0.8センチ掛ける通過人数の厳しいほうが採用されることとなりますので、この場合、1メートル以上かつ80センチ以上となり、1メートル以上の幅が必要となります。今回の計画は1.6メートルの扉が2か所ありますので規定としては満たされているという考え方になっております。

○佐藤委員 ありがとうございます。

避難時にこちらのカーボンファイバーワイヤーのところにいかないよというか、非常時に間違った方向に行かないように誘導できるような形にしていただければなと思います。

○事務局（岡崎） はい。ご意見があったことをお伝えさせていただきます。

○佐藤委員 細いほうの地面に突き刺さったカーボンファイバーワイヤーは寄りかかったりしても特に問題ないということですか。

○事務局（岡崎） そうです。設計者からは、ワイヤーをかなり強く張っておりますので、そこへもたれかかって、そのまま切れてしまうとか、また、たわみが生じて横転するとか、そういったことはないと考えていると聞いております。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○横田会長 はい、ありがとうございます。

非常時にゾーン2からゾーン1あるいはゾーン3に戻るとすると、ゾーン1とゾーン3の扉が片側にしか開かないのはまずいんじゃないかなと思うのですがそれは大丈夫ですか。

○事務局（岡崎） ゾーン3も、場合によってはゾーン2経由で避難するということがあります。両方に開くような扉を検討することを設計者に伝えさせていただきます。ありがとうございます。

○横田会長 そういうことで設計者にお伝えいただきたいと思います。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

牧田委員、ほかに何かあればお願いします。

○牧田委員 ご説明どうもありがとうございます。

カーボンファイバーワイヤーに外装用と構造体という、区別があったかと思います。その構造体の方は、何らかの構造規定の確認が要るのかなと思っています。

それと併せて、構造体なので、防耐火規定の緩和があるのかどうかを説明していただ

いたと思うのですが、構造規定でカーボンファイバーワイヤーの構造体を含めた検証と
いうか、それをどう担保されるのかをご説明いただきたいです。

○事務局（岡崎） 建物が仮設ではなく、本設の場合は、カーボンファイバー造は法令で
規定されておられませんので、国土交通省の大臣認定が必要となります。

仮設建築物の場合の取り扱いについては、国土交通省に法解釈について確認を行って
おりまして、必ずしも大臣認定を取る必要はないとの結論に至っております。このため、
法令で規定していない特殊な材料の構造を用いる仮設建築物については、指定性能評価
機関による構造評定にて、特殊な材料の部分以外の部分も全て含めて構造上の安全性に
ついて確認を行うということで、安全上支障がないという判断をしております。

適用除外規定の一覧の、例えば第3章第8節の構造計算や接合部分、あと法第37条の
建築材料の品質、このあたりが法令で規定のないカーボンファイバーを用いており、構
造上の安全について、支障がないことを確認することが難しいため、指定性能評価機関
による評定を建物全体として行っていただいております。

○牧田委員 ご説明どうもありがとうございます。

指定性能評価機関による構造評定は仮設建築物では必須のものなのか、それとも念の
ために確認するものなのか、どちらでしょうか。

○事務局（岡崎） 仮設許可では、適用除外するにあたって、その代替措置となるものの
妥当性を特定行政庁の大阪市で確認します。

今回のような法令で規定されていない特殊な材料を用いた構造方法につきましては、
やはり特定行政庁だけで判断ということがなかなか難しいため、通常の大臣認定の前段
で行われている指定性能評価機関による評定を取っていただき、安全上、支障ないと判
断しております。

なお、事前に大阪市と設計者と指定性能評価機関で、どういったものを評価していく
のか、どういったものを適用除外するのかというところにつきまして、協議を行ってお
ります。

○牧田委員 手続については、特定行政庁として安全性を確認していることがよく分かり
ました。

今日の時点では、指定性能評価機関による構造評定というのは、まだ取得はされては
いないのでしょうか。

○事務局（岡崎） そうです。許可申請を受け付けるまでに、少なくとも指定性能評価機

関への評定申請を行っていただき、評定書が交付されてから仮設許可を行うこととしておりますので、評定書が交付されずに、仮設建築物の許可書を交付することはありません。

○牧田委員 分かりました。

○横田会長 ありがとうございました。

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご意見等ございませんでしたら、この案件も同意ということでまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

(各委員からの異議の発言なし)

それでは、議案第10号について同意いたしました。

◎一括同意案件等の報告

- 接道義務の特例許可（建築基準法第43条第2項第2号）における建築審査会一括同意基準に適合したものについて
- 仮設建築物の特例許可（建築基準法第85条第7項）における建築審査会一括同意基準に適合したものについて

○事務局（木戸） （報告案件の説明）

○事務局（岡崎） （報告案件の説明）

○横田会長 ありがとうございます。ご報告承りました。

それでは、最後に事務局のほうから事務連絡をお願いいたします。

○事務局（木戸） 次回の建築審査会につきましては、10月3日火曜日の午前10時から、場所は本日と異なりまして市役所の地下1階、第11会議室での開催を予定しております。

○横田会長 それでは、本日の建築審査会はこれで閉会いたします。

閉会 午後2時50分